

民間検査機関だより

No.32

平成15年12月25日発行

新潟県民間環境
検査機関協議会
(略称「民環協」)



蒲原神社の紅白梅(新潟市長嶺町)

平安時代から鎮座の記録の残る式内社です。当時の名称は「青梅社」と言っていました。また火水木金土の新五体を祀っていたことから「五体神社」とも言われていました。

現在この地に社殿を構えたのは元禄三年、度重なる洪水により遷社したと言われています。「蒲原神社」と改称したのは意外に最近で、昭和56年のことです。

有名な蒲原祭りは六月末～七月初です。2キロに及ぶ露天が並び、柏崎の閻魔市と共に新潟県下最長を誇ります。

写真・文 猪俣勝一
(財)新潟県環境分析センター
撮影時期 平成15年1月

平成15年度 新潟県民間環境検査機関協議会(民環協)事業報告

- 通常総会 平成15年 6月16日
平成14年度事業報告
平成14年度収支決算書
平成15年度事業計画
平成15年度収支予算
役員の選任
役員の選任
- 理事会 平成15年 6月16日
平成15年10月 7日
- 甲信越環境測定機関協議会への参加
平成15年10月23日
- 新潟県理化学技術職員協議会主催の講演会
への参加
平成15年 7月26日
- 常任理事会 平成15年 7月18日
- 部会理事会 平成15年10月 1日
- 新潟県環境フェア2003への協賛
平成15年11月14日～15日

会員が行っている主な業務

- 健康で安心できる生活のために
 - ・飲料水、簡易専用水道の検査
 - ・食品の成分分析や添加物検査
 - ・病原性細菌検査などの衛生検査
 - ・レジオネラ検査
 - ・残留農薬の検査
- 快適な生活環境を守るために
 - ・公共用水域、工場排水などの水質分析
 - ・浄化槽の法定検査、放流水検査
 - ・焼却場、ボイラー等の排ガス測定
 - ・土壌中の有害金属等の分析
 - ・作業環境測定
 - ・焼却場、工場などの悪臭物質の測定
 - ・工場や生活環境中の騒音、振動測定
 - ・シックハウス濃度調査
- 新たな環境問題に即応するために
 - ・排ガスや環境中のダイオキシン類測定
 - ・公共用水域等の環境ホルモン測定
 - ・遺伝子組み替え食品分析
- 自然環境を守るために
 - ・大規模開発に伴う環境アセスメント
 - ・各種環境調査、解析
 - 水質、底質、土壌等の調査
 - 動物、植物等の生態系調査
 - 騒音、振動、交通量調査
 - 環境大気等の調査
 - 日照、景観等の調査
 - 酸性雨・雪等の調査
 - 廃棄物関連の調査
- 環境保全型社会づくりの支援
 - ・ISO14000S認証取得の支援とコンサルティング
 - ・環境保全、復元、創造のためのコンサルティング
 - ・労働安全衛生のコンサルティング

精度管理部会活動報告

精度管理部会長 大上朝子

精度管理部会は、我々検査機関の使命である検査精度の向上を目指す部会です。検査精度の確保は検査機関としてますます重要になってきています。本年度の部会活動の計画は、平成15年5月16日に開催された全体会議において審議され、その計画に基づいて活動を行っています。本年度の活動内容について報告します。

1. 会議

部会全体会議

開催日：平成15年7月23日

場所：東新潟火力発電所内 はまなす館

内容：民環協会員12機関15名が参加し、本年度の事業計画の具体的な内容について討議し決定しました。

2. 部会活動

(1) 外部精度管理の実施（平成15年10月試料配布、12月末報告期限）

本年度の外部精度管理は、土壌と水質を対象としました。

土壌汚染対策法が公布されたこともあり土壌試料を調製し、土壌汚染対策法施行規則の規定に基づき含有量試験を実施しています。また、部会全会員が参加できるように水試料を調製し実施しています。

・対象試料：土壌（田んぼの土2試料）

分析項目：カドミウム、鉛、ヒ素

・対象試料：水試料（模擬河川水2試料）

分析項目：全りん

(2) 内部精度管理の実施（平成15年8月～12月）

各検査機関において日常行っている検査項目の精度を確保するため、 $\bar{X}-R$ 管理図等を用いて内部精度管理を実施しています。

(3) 精度管理に関する検討会の実施

外部精度管理、内部精度管理の結果を取りまとめ、解析結果について計量証明部会と合同で検討会を平成16年2月頃開催する予定です。

計量証明部会報告

計量証明部会長 大 瀧 晴 恵

計量証明部会は、民環協の組織改革が行われた平成7年度に、環境計量証明事業に係る分析・測定技術の向上を目的に発足した部会です。本年度の事業活動は、部会全体会議において審議された事業計画に従い実施していますが、以下のとおり報告します。

1. 第1回技術研修会

平成15年9月26日～27日に、厚生年金スポーツセンター「ウェルサンピア新潟」において、8機関17名の参加により技術研修会を開催しました。テーマは、コンタミや5S運動、災害発生時の危機管理、安全管理、廃棄物の公害防止管理等、環境計量証明事項の一つでもある「施設及び環境条件」について各機関から紹介していただきました。今後の各機関の業務に役立てていただければと思います。

2. 第2回技術研修会

平成16年2月頃に、精度管理部会と合同で開催する予定となっています。

3. 先進県（検査機関）視察研修

平成15年11月7日～8日に、財団法人日本品質保証機構（JQA）の計量計測センターへの視察研修を行いました。最初に、JQAの業務について、設立からの歩み、ならびに現在の業務内容に至るまでご紹介いただきました。メインのISO規格（ISO9000・ISO14001・QS9000等）のほか、製品や部品（安全と電磁）また、環境アセスメントやソーラーエネルギー等の新しい分野においても、国際的な規模で品質保証を行っているとのことでした。次に、「計量器の校正について」と題して、トレーサビリティと不確かさについてご講演いただいた後、計量計測センターの計測器校正部門の見学をさせていただきました。

4. 第15回日環協関東支部環境セミナー

平成15年10月2日～3日に、箱根湯本において、第15回環境セミナー in Hakoneが開催されました。

1日目の特別講演では、岡山大学大学院自然科学研究所の田中勝教授から、「最近の廃棄物問題について（PCB廃棄物の対応等）」、また、早稲田大学工学部建築学科の田辺新一教授から、「シックハウス問題の現状と対策」と題して、最新の情報を中心にお話いただきました。

2日目の測定分析事例発表においては、当県からは2題で、新潟県環境衛生研究所の永井信哉さんが、「小規模小売店における室内環境測定事例」と題して、靴・鞆専門店、婦人洋服店、及び書店のVOC濃度の測定結果について。また、二市北蒲原郡総合健康開発センターの石山達郎さんが、「浴槽水中のレジオネラ属菌検出状況」と題して、温泉旅館や日帰り温泉及び老人福祉施設の測定結果について発表されました。

5. 日環協関東支部役員会

以下の役員会に部会長機関として、（財）新潟県環境分析センターが出席いたしました。

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 平成15年5月27日 | 関東支部役員会 |
| (2) 平成15年8月21～22日 | 環境セミナーの打ち合わせ会議 |
| (3) 平成16年2月頃の予定 | 関東支部役員会への出席 |

水道・食品部会活動報告

水道・食品部会長 野口修也

水道・食品部会は、水道、食品及びビル管(貯水槽の水質に係る水質検査)と三つの委員会を設け、それぞれに検査技術の向上を目的に情報交換や研修等を行っています。本年度の部会事業活動は、平成15年6月16日に開催された部会全体会議において審議された事業計画に沿っています。

1. 会議

- 平成15年6月16日 部会全体会議
(新潟東映ホテル)
平成14年度事業報告及び収支決算報告について
平成15年度事業計画及び収支予算について
- 平成15年7月15日 部会全体会議
(ハイブ長岡)
平成15年度部会活動の具体的な進め方について

2. 水道委員会

- 平成15年12月17日 水道法20条指定検査機関研修会
(新潟県厚生年金会館)
県生活衛生課から講師を派遣して頂き「水道法改正」等についての研修会
- 平成16年2月～3月 簡易専用水道指定検査機関打ち合わせ会議
(新潟市内において開催予定)

3. 食品委員会

- 平成16年1月 (社)新潟県食品衛生協会研修会
(新潟ワシントンホテル)
食品衛生協会推奨検査機関としての参加
- 平成16年2月 食品関係技術研修会
(食品をテーマに技術研修会開催の予定)

4. ビル管委員会

- 平成16年2月 建築物環境衛生管理研修会
(新潟市内において開催予定)

浄化槽部会活動報告

浄化槽部会長 三 輪 慎治郎

浄化槽部会は、浄化槽法に基づく浄化槽法定検査業務を行う指定7検査機関で構成しています。15年度の部会活動方針として、①検査体制の整備充実及び検査技術の統一向上 ②検査体制の普及広報活動 ③行政並びに関係業界団体との協議・調整 ④法定検査の充実・強化及び効率的推進の円滑実施に向けた対応の検討の4項目を掲げ、活動に取り組んでいます。以下に、本年度の部会活動内容を紹介致します。

1. 会 議

- ・平成15年 5月29・30日 浄化槽指定検査機関関東甲信越ブロック協議会・理事会
会場 長野県上山田温泉「ホテル清風園」 浄検協会長出席
- ・平成15年 6月 27日 15年度浄検協通常総会
会場 「メルパルク新潟」
- ・平成15年 8月 6日 新潟県浄化槽総合管理協議会第2回通常総会
会場 「新潟ユニゾンプラザ」
- ・平成15年 8月 7日 第1回浄検協全体会議
会場 「(財) 上越環境科学センター」
- ・平成15年11月12・13日 浄化槽指定検査機関関東甲信越ブロック協議会 理事会
会場 長野県上山田温泉「上田館」 理事会 浄検協事務局出席
- ・平成15年11月20日 第2回浄検協全体会議
会場 「(財) 上越環境科学センター」

2. 研 修 会

- ・平成15年11月12・13日 浄化槽指定検査機関関東甲信越ブロック協議会 検査員研修会
会場 長野県上山田温泉「上田館」
研修会では高度処理小型合併浄化槽の普及状況、維持管理及び構造と機能面等について説明があった。
新潟県からは10名参加した。
- ・平成16年 3月中旬予定 浄化槽部会技術研修会
法定検査の技術的問題点等について検討する。

財団法人 環境地質科学研究所

〒950-0965 新潟市新光町10番地2 技術士センタービル1F

TEL 025-281-1001 FAX 025-281-0003

<http://www.iegs.or.jp/>

財団法人環境地質科学研究所は、平成元年7月設立の新潟県の認可法人で、設立当初は「産業地質科学研究所」という名称でした。創立10周年にあたる平成11年10月に、それまで培ってきた地質学を応用した技術を環境関連の分野で役立てるという理念により、地球化学、水質、土壌に関する分野での調査研究を手掛けるべく現在の名称へ変更いたしました。

業務内容としては、濃度の環境計量証明事業(水質又は土壌)、地質調査は勿論ですが土質材料の試験を行っております。環境計量証明事業所として新潟県に登録したのは平成12年9月で、高周波誘導結合プラズマ (ICP) 発光分析装置、イオンクロマトグラフィー等の分析機器を保有し、無機系の化学分析を主体としています。平成15年1月には土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として環境大臣から指定を受けました。「地質調査及び土質材料の試験」は、設立当初から実施している事業で、建設コンサルタント登録規程に基づく地質部門に登録しており、公共構造物を主とした設計・施工前の基礎調査、いわゆる川上部分を一部ですが、受け持っています。

常駐して業務に従事している所員は、10名で、独立行政法人などへ出向研修している者も含まれます。公益事業としては、主に新潟県内の中堅研究者への研究助成、地盤情報の収集・整理及び研究年報の発行等があります。また、平成12年度から地域貢献を目的として全国の有名講師を招き環境問題を主題にした「環境研修セミナー」を公開で開催しています。

今後も、時代の要請を的確に捉え、保有する技術などを地域社会に還元するよう努めてまいります。



ミヤマ 株式会社

燕工場（特定物質計量センター、環境技術開発研究所）、上越工場

燕工場・特定物質計量センター・環境技術開発研究所

〒959-1276 燕市大字小池3663番地1

Tel 0256-63-6751 Fax 0256-63-9668

上越工場

〒942-0034 上越市大字下真砂64番地7

Tel 025-544-1756 Fax 025-543-0097

ミヤマ株式会社は、昭和49年12月の創立以来、環境対策における専門企業として、検査・分析、廃棄物の適正処理・処分・リサイクル、環境対策装置の設計・施工・販売、環境関連商品の開発・設計・販売、汚染施設等の化学洗浄・解体、土壌汚染・地下水汚染の回復等、総合的な環境事業を展開しています。

燕工場は、環境技術の研究開発機関「燕テクノロジーセンター」を併設する技術開発型の中間処理施設。工場内の検査部門では、産業廃棄物の無害化処理、有用資源の再生・再利用のための事前分析を行なっています。

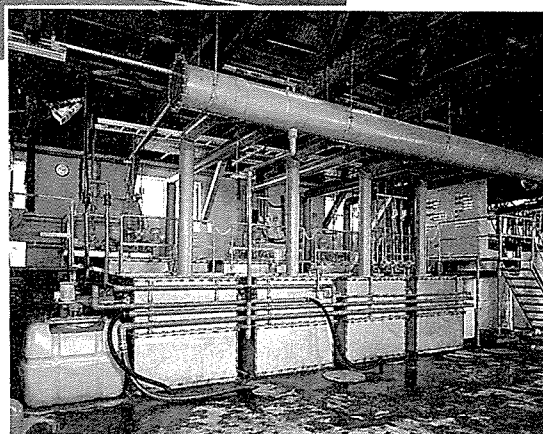
燕テクノロジーセンター内の特定物質計量センターでは、特定計量証明事業者認定制度(MLAP)に基づいたダイオキシン類等の分析を行っています。

また、同センター内の環境技術開発研究所は、新たな環境技術の研究・開発を行なう専門部署。その研究成果はミヤマ独自の新たな環境技術として次々に実用化されています。たとえば、「高精度」「短時間」「安価」を実現した独自のダイオキシン類簡易分析法「ワンディ分析」は、特定物質計量センターによる公定法分析を補完する技術として多くのお客様にご活用いただいています。

上越工場は、汚泥・廃酸・廃アルカリ等の処理を行なう中間処理工場です。また、リサイクル分野では、有用金属の資源化はもとより、無電解ニッケルメッキ廃液からニッケル及びリン酸肥料原料の抽出技術やイオン交換樹脂の再生等、資源の回収・再利用にも積極的に取り組んでいます。

工場の検査部門では、事前分析による適正処理法の策定、廃液処理に伴う工程分析、資源滓の成分分析等を行なっています。

環境への取り組みは、検査に始まり、検査に終わると言われます。循環型社会構築に向けて、ますます重要となる検査・分析事業。ミヤマは総合環境企業として、お客様のニーズに合致した高精度・迅速な検査・分析をご提供すべく邁進して参ります。



「メジャーボート」を見に行っ

社団法人 県央研究所 高橋陽子

先日、「メジャーボート」という、アマチュアバンドがメジャーデビューを目指すイベントの地区大会に行ってきました。その大会は今年で3回目だったそうですが、私は今まで知らず、今回、知人が新潟の地区大会に出場すると言うので、初めてその大会の存在を知りました。まずテープ審査があり、そこで残った何組かがそれぞれの地区大会（新潟、長岡、上越、佐渡）で演奏をし、そこから決勝大会に駒を進めます。見事優勝したグループは優勝賞金とメジャーデビューに向けての支援を受けられることになっています。

私は初め、あまり興味がありませんでした。知人が出場するというので応援だけしたら、すぐに帰ろうと思っていました。しかし、意外にも会場に早めに到着してしまい、初めのバンドから見ることになりました。そして、見始めたら予想外に引き込まれてしまい、結局最初から最後まで聴いてしまいました。いずれもまだデビューしていないアマチュアバンドの演奏なのですが、ライブハウス等で普段から演奏しているバンドが多く、なかなか聴き応えのあるものだったのです。

4, 5人のバンド編成が多かったのですが、私の心に残ったのは、1人でギターの弾き語りをするアーティストでした。最近、秋のせいかな静かな音楽を好んで聴いているので、このアーティストのシンプルな伴奏と歌に惹かれ、ぜひまたライブに足を運んでみたいなと思いました。

全体の印象として、どのバンドも音楽を演奏することを心から楽しんでいる様で、こちらも楽しくなるような感じでした。普段は普通に働いている方が多いようで、夜やお休みの日に練習しているようでした。私は平日は仕事から帰ってきたら、家でのんびりしているだけで、彼らのように他の活動をしようという気にはなかなかありません。音楽を愛する気持ちがそのようなパワーを出させているのでしょうか。

身近にプロのミュージシャンを志して活動している人たちがこんなに多いことにも実際、驚きました。何かを目指して頑張っている人はパワーがあるし、私もそれを見習いたいなと思います。「メジャーボート」を見に行ったことによって、普段仕事をしているだけではわからなかった世界を知り、新しいものの見方が少し出来るようになったのではと思いました。

さて、知人の演奏はというと、こちらもドキドキしてしまい、あまり客観的に聴く事ができなかったのですが、なかなか声は出ていたと思うし、上出来だったようです。しかし強豪揃いのなか、決勝戦に残れるのかはかなり厳しいのではないかと思います。でも、例え残れなかったとしても、これからも音楽を続けていてほしいです。私が今日このライブに行って感じたのは掛け値なしに何かが好きだという気持ちは大切だということです。その気持ちを持ち続けてくれるといいなと思いました。

決勝戦は12月に行われるそうです。この冊子が出版される頃にはすでに終わっているかもしれません。たぶん、知人が出場しなくても私は見に行くことでしょう。

海外ウェディングのポイントとは

（財）二市北蒲原郡総合健康開発センター 廣井雅代

近年ポピュラーになりつつある「海外ウェディング」。日本国内で仰々しい結婚式&披露宴をするよりも、海外で親族や親しい友人を交えての挙式がしたい！！・・・という二人が増えているようです。

今回私の義兄が結婚することになり、しかも二人たつての希望で海外ウェディングをする事になったので、挙式に参加して感じたポイントなどをまとめてみたいと思います。

まず二人で「海外で挙式をしよう！」という話になった時、次は「どこですの？」という問題が出てくると思います。新婚旅行も兼ねて二人だけで現地で式を挙げてくる人、自分の家族に見守られながら挙式をする人、家族だけではなく親しい友人も交えて挙式をする人・・・などそれぞれの事情により場所の選択も限られてくると思います。

私の義兄の場合、挙式も旅行も家族みんなで・・・という前提のもとで場所をある程度決めて、あとはお嫁さんの好みで教会を選んでいったら「グアム島」になりました。やはり結婚式というのは当然の事ながら男性よりも女性の意見が優先されるので、お嫁さんの方が「ここの教会で式を挙げて、ホテルはここに泊まりたい！」・・・と言ったらそれに従う事になるでしょう。

今回お嫁さんが熱望して選んだ教会は、柏崎とも協定を結んでいる本場の「恋人岬」に建つウェディングチャペル「天使の教会」でした。恋人岬の由来は、グアムがまだスペインの統治下にあった頃、スペイン人船長との結婚を強要されたチャモロ（グアムの先住民）の娘が、婚礼の夜に恋人のチャモロ青年と逃避行するが、ついに岬の突端に追い詰められて「決して離れる事のないように・・・」と互いの長い髪を結び断崖から身を投じた・・・という伝説に基づいているらしい。その伝説のとおり結構な高さの断崖絶壁に建つ天使の教会は、ロケーションはバッチリ。しかもウェディングチャペルは比較的新しいので、とてもきれいで天使の絵もかわいい。だからグアムでのこのチャペルの人気は相当なもので、かなり早くから予約を入れていたようです。飛行機よりもホテルよりも、まずはチャペル。しかもグアムの乾季には快適な旅行が楽しめるって競争率も高くなるみたいです。その他にも、ホテル併設チャペルや現地のカトリック教会など色々あります。

あとウェディングの方は日本の代理店を通して申し込めば、日本人スタッフがお世話をしてくれるから何も問題は無いけれども、挙式を行う二人にとってはお互いの家族が打ち解けてくれるかどうか気がなるころでしょう。あまりにもお互いの両親に気を使い過ぎると一生に一度の記念になるはずの日は、ブルーな思い出しか残らなくなってしまいます。大体、両家そろって行動するのは食事の時となり、おいしいものを食べながら団らんするには、やはり現地スタッフとのコミュニケーションが不可欠なので、英語の堪能な人が一人でもいると、とてもスムーズに物事を運ぶことができます。「ハワイ・グアムならある程度日本語も通じるから大丈夫！」・・・なんてのん気に構えないで、自分と、楽しい海外ウェディングの為にも英語は勉強しておきましょう。・・・ちなみに私の今回の場合、お嫁さんが海外留学も経験したことのある英語の得意な人だったので、トラブルがあった時や、おいしいお店に行く時など、とても頼りになりました。

南の島での海外ウェディングはとても開放的で、みなさんにもお勧めします。「どうですか？」。

トキ「キン」の死

コーペンジニアリング(株)新潟分析センター 谷 隆 司

佐渡トキ保護センターで、日本トキ最後の1羽「キン」(雌)が10月10日、死に至っている。推定36歳で、人間なら100歳以上になるという。日本トキ絶滅の瞬間である。

1981年に野生の5羽が一斉捕獲され、1968年に真野町で宇治金太郎さんに捕獲された「キン」と合わせ6羽が人工飼育されていた。その中で中国産トキとの間で繁殖が試みられたが、一度も成功しなかった。しかし現在は中国から贈られたペアで人工繁殖が成功し、39羽まで増えて全国的に大きな光明として話題となった。しかし、「キン」の死により我々には「環境再生」という宿題が突き付けられたような気がする。

日本産トキが「キン」の死で絶滅という形で生物史に幕を下ろす事となったが、トキは江戸時代までは日本中で飛び回っていた。この野鳥の生息環境が、近世における文化変革、生活環境の変化、工業・商業技術の発展、農業改革 e t c、で生息域が山間部から農村近くの里山へと移り、軟らかな田圃にくちばしを入れ、タニシ、ドジョウを食べ、人との共生関係が確立していった。と、ここまでは、のどかで人とトキとの美しい絵画を見るようである。ところが、人間の選んだ道は、棚田から乾田化、農薬漬け栽培農業、農地造成、観光開発という自然環境を壊しながら「豊かさ」を追求する事を選んだのである。その代償として日本産トキの全滅という結果を招いたのではないだろうか？

日本産トキによる増殖は失敗し絶滅したが、中国産トキにより繁殖した39羽が、更に増え、佐渡での野生復帰が4年後に期待できるまでになっている。その時まで「キン」の死が教訓となり、全国の人々の意識が、“自然と共生する環境の再生”へと向いてくれればと痛感している。

本 と 私

ミヤマ(株) 特定物質計量センター 中村 智子

秋、と言えば読書である。この秋スタートしたTVドラマに何作か小説を元にしたものがあった。毎週テレビを見るとするのは結構大変だ。しかし、本というものは好きな時に好きなだけ読むことができ自由である。気になる小説をいくつか読んでみることにした。普段、私はあまり読書をすることはない。どうしても気になる本があった場合、もしくはパラパラとページをめくってみて続きが気になる場合に読むだけである。多くの人がそうだと思うが、興味を持てたら読むといった感じだ。現在、そんな私の手元には4冊+2冊の本がある。4冊というのは読みかけのものや読もうと思って買ったり借りたりした本なのだが+2冊というのがココだけの話で、会社の上司から借りた本である。1年近くも前に借りたまま、借りっぱなしなのである。早く読めば良いのだが、申し訳ないことに私の苦手ジャンルのものだったために進まないのだ。しかし、せっかく薦めてくださったのだからしっかりと読んで、せめてこういう所が苦手でした、というような一言を添えて返したいと思いつつ、半分くらい読んだまま本を開かない日を更新中だ。(念のために書いておくと、決して読みたくないという訳ではない。年内には読み終えて返すつもり。)

最近読んだ本にTVドラマを文庫化したものがある。こちらは映像からの先入観があるためかイメージしやすく、軽く読めた。軽くといってもドラマを見ていた時とは違い、心情や背景が詳しく書いてあり、ドラマでは見過ごしていたことを新たに発見する事ができ、面白かった。

また、ベストセラーの本を少しだけ読んだところ、「同じ映像を見せても興味を持って見ると見ないとでは、見た後の感想が全く異なる。理解度も全然違う。」というようなことが書いてあった。読書の場合に置き換えると、人それぞれ好みがあるとは思いますが、興味があるということは内容を理解できる=読み易い、ということになるのではないかと思う。

この文章を書くにあたり、テーマは自由と聞いたが逆にテーマを与えられないというのは何を書いたらいいのか悩んでしまった。

とりあえず、せっかく書くからには人に読んでもらえる文章がいいなあ、というところから考え始め、文章→読む→読書という発想になった。

そういうわけで、ラストここまで読んでくださった皆様に感謝いたします。以上です。

土壌汚染対策について

新潟県環境生活部環境対策課地盤環境係

1. 法制定の経緯

(1) 土壌汚染問題の現状

① 土壌汚染の現状

土壌汚染は、高度経済成長期を中心に比較的早くから発生していたものと考えられるが、局所的に発生すること、外観からは発見が困難であること、明らかな健康被害は生じさせにくいこと等から、判明することは少なかった。しかし、近年、環境管理の一環として自主的に汚染調査を行う事業者の増加、工場跡地の売却等の際に調査を行う商慣行の広がり等に伴い、土壌汚染が判明する事例が増加している。

② これまでの土壌汚染対策

土壌汚染への対策は、汚染の未然防止と、既に発生した汚染の浄化等の対策に大別される。このうち汚染の未然防止については、水質汚濁防止法による有害物質の地下浸透の規制、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物の埋立方法の規制等により、法的拘束力を伴う仕組みによる一定の対策が進められてきた。

一方、既に発生した汚染への対策については、環境省は、平成3年に人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準を定め逐次、対象項目を追加するとともに、土壌汚染の調査、除去等の措置の実施に関する指針を定め、指針を踏まえた地方公共団体の事業者等に対する行政指導という形での取組を進めてきた。

このような取組は一定の効果をあげてきたが、その一方で「いわゆる典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のうち、土壌汚染だけは法規制がない」と言われることもあるように、土壌汚染対策に関する法制度の確立は、長く環境行政上の課題となっていた。

(2) 土壌汚染対策法の制定

近年、土壌汚染が判明する事例が増加して社会問題としてクローズアップされてきたこと、土壌汚染対策の実施例の増加によりそのルール化の必要性が認識されてきたことといった土壌汚染をめぐる社会的状況の変化から、土壌汚染対策の法制

化の機運が高まってきていた。

こうした状況を踏まえ、平成15年2月15日（公布：平成14年5月29日）から施行された。

2. 土壌汚染対策法の概要

(1) 目的

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護することを目的とする。

土壌汚染の未然防止については、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等に基づき必要な規制がなされていることから、本法では既に発生した土壌汚染について、その状況の把握、汚染の除去等の措置という事後的な対策を講ずることとしたものである。

(2) 特定有害物質

本法の対象となる物質（特定有害物質）は、土壌に含まれることに起因して健康被害を生ずるおそれがあるものとし、政令で定めることとしている。政令では、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の25物質を指定している。

これらの25物質は、土壌に含まれることにより、地下水に溶出してその飲用等に伴う健康被害を生ずるおそれがある。また、このうち9物質については、汚染土壌を直接摂取（摂食又は皮膚接触）することによる健康被害のおそれも認められる。

(3) 土壌汚染の状況の調査

① 有害物質使用特定施設に係る土地の調査

特定有害物質の製造、使用又は処理をする水質汚濁防止法の特定施設（有害物質使用特定施設）が設置されている工場又は事業場の敷地を対象として、有害物質使用特定施設の使用廃止の時点において、土地の所有者等に対し、土壌汚染の調査を実施しその結果を都道府県知事（政令指定都市等の市においては、市長）に報告する義務を課している。

なお、施設の使用廃止後も土地が引き続き工場又は事業場の用途に供される場合など、土地利用からみて健康被害のおそれがない場合は、都道府

県知事の確認を受けてその時点では調査を行わず、工場又は事業場以外の用途に転用するなどの際にその時点での土地の所有者等が調査を行うこととしている。

② 健康被害が生ずるおそれがある土地の調査
都道府県知事は、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、土地の所有者等に調査及びその結果の報告を命ずることができる。

調査命令の対象となる土地の要件は、正確には土壤汚染対策法施行令に規定されているとおりであるが、概ね、(1)地下水汚染が発見され、その周辺で地下水を飲用等に利用している場合(2)土壤汚染のおそれがある土地が、一般の人が立ち入ることができる状態になっている場合の2つの場合である。

(4) 指定区域の指定等

① 指定区域の指定

土壤汚染状況調査の結果、土壤中に一定の基準を超える特定有害物質が検出された土地については、都道府県知事は指定区域として指定し、公示する。

指定区域の指定基準は、25物質のすべてについて水への溶出量により示される基準を、土壤の直接摂取による健康被害のおそれがある9物質については含有量により示される基準を定めることとなる。

指定区域の指定は、土壤汚染の除去が行われた場合には解除される。なお、除去以外の措置（封じ込め、盛土・舗装等）が行われた場合は、土壤中に一定の基準を超える特定有害物質が存在していることに変わりはないことから、指定区域の指定は解除されない。

② 指定区域台帳

都道府県知事は、指定区域の台帳を作成し、閲覧に供する。指定区域台帳には、指定区域の所在地、特定有害物質の溶出量・含有量などの土壤汚染の状態、汚染の除去等の措置の実施状況等が記載される。

(5) 土壤汚染による健康被害の防止措置

① 汚染の除去等の措置命令

都道府県知事は、指定区域内の土地の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるとき

は、土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。なお、汚染原因者が明らかな場合であって、汚染原因者に措置を講じさせることにつき土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、汚染原因者に対し命ずることとなる。

措置命令の対象となる土地の要件は、正確には土壤汚染対策法施行令に規定されているとおりであるが、概ね、(1)周辺で地下水を飲用等に利用している場合(2)一般の人が立ち入ることができる状態になっている場合の2つの場合である。

汚染の除去等の措置としては、土壤汚染の浄化に限らず土壤汚染から人への特定有害物質の暴露経路の遮断による措置を認めている。具体的には、土壤の直接摂取に係る措置として、立入禁止、盛土、舗装、浄化等を行うこととなる。また、地下水経路の健康影響に係る措置として、地下水汚染がある場合には封じ込め、浄化等を、地下水汚染がない場合には地下水モニタリング等を行うこととなる。

② 汚染の除去等の措置に要した費用の請求

①の命令を受けて土地所有者等が汚染の除去等の措置を講じたときは、汚染原因者に対し、これに要した費用を請求できることとしている。

③ 土地の形質変更の規制

指定区域内において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。都道府県知事は、その施行方法が基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(6) その他

このほか、土壤汚染状況調査を実施する指定調査機関、汚染の除去等の措置に関する助成等を行う指定支援法人について定めるとともに、報告徴収及び立入検査、国の援助、研究の推進、国民の理解の増進等の諸規定が置かれている。

3. おわりに

本法は、他の環境保全に関する法制度と比べ、地方公共団体、土地の所有者等、汚染原因者などの関係者に、個々の事例に則して適切な対応を検討し、実施することを求めるものであることから、現場での適正な運用が非常に重要となる。

新たな水質基準等について

新潟県福祉保健部生活衛生課長 上村 清隆

水道法（昭和32年法律第177号）第4条に基づく新たな水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）が、平成15年5月30日に公布され、続いて、水道法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第142号）等が改正公布され、平成16年4月1日からの水道水質検査は、新たな水質基準等により実施されることになりました。その概要について紹介します。

1 改正の経緯等

今回の改正は、旧水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の公布から概ね10年が経過し、この間に新たな水道水質に係る問題が提起され、水道水質管理の充実強化が求められていること。世界保健機関（WHO）において飲料水水質ガイドラインの改訂に係る検討が進められたこと。さらに、規制緩和等の流れの中で水道水質管理の分野においても水質検査の合理的・効果的な実施が求められていること等を踏まえ、平成15年4月に厚生科学審議会により、とりまとめられた答申を踏まえ、所要の改正が行われました。

2 新たな水質基準等の概要

(1) 基本的な考え方について

全国的に見れば検出率が低い項目であっても、地域、水源の種別、浄水方法により、人の健康の保護又は生活上の支障を生じる恐れのあるものについては、すべて水道法第4条に基づく水質基準項目としたこと。また、このような考え方により水質基準項目が定められたことに伴い、水質検査においては、各水道事業者が、原水や浄水の水質に関する状況に応じて、合理的な範囲で検査の回数を減じ、又は省略を行うことができるようにされました。

(2) 新たな水質基準について：水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）

ア 現行の46項目から50項目に拡大されました。

イ 水源からの検出状況及び毒性等の知見により、以下の項目が、追加、削除されました。

（追加された項目）

①大腸菌②ホウ素及びその化合物③1,4-ジオキサソ④クロロ酢酸⑤ジクロロ酢酸⑥臭素酸⑦トリクロロ酢酸⑧ホルムアルデヒド⑨アルミニウム及びその化合物⑩ジェオスミン⑪2-メチルイソボルネオール⑫非イオン界面活性剤⑬有機物（全有機炭素（TOC）の量）

（削除された項目）

①大腸菌群②1,2-ジクロロエタン③1,3-ジクロロプロペン④シマジン⑤チウラム⑥チオベンカルブ⑦1,1,2-トリクロロエタン⑧1,1,1-トリクロロエタン⑨有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）

ウ 大腸菌は、大腸菌群にかわる糞便汚染の指標として採用されたものであり、有機物（全有機炭素（TOC）の量）は、有機物等（過

マンガン酸カリウム消費量）にかわる水中の有機物量の指標として採用されました。

エ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）については、平成17年4月1日からの施行とし、それまでの間は、従前の有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）を基準項目とし、従前の基準値を適用することになります。

(3) 地域性、効率性を踏まえた水質基準の柔軟な運用について：水道法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第142号）

ア 検査の省略

一定の項目については、過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、それぞれの項目に係る第4号の表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部、又は一部を行う必要がないと認められる場合においては、検査を省略することができることになりました。（第15条第1項第4号）

イ 検査の回数

検査の回数を各水質基準項目ごとに定めた。ただし、一定の項目については、一定の条件の下、これを減じることができることになりました。（第15条第1項1号及び3号）

(4) 水質検査計画の策定について：水道法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第142号）

ア 水道事業者は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定することになりました。

これは、平成17年度に実施する検査から策定することになります。（第15条第6項）

イ 水道事業者は、水質検査計画について毎事業年度の開始前に需要者に対し情報提供を行うことになりました。（第17条の2）

(5) 水質管理項目設定項目について：水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年健発第1010004号）

ア 将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として、水質管理目標設定項目が定められました。

イ これにより、現行の、水質基準項目、快適水質項目、監視項目、及びゴルフ場使用農薬に係る暫定水質目標という水道水質管理の体系は廃され、水質基準項目及び水質管理目標設定項目という新しい体系に基づき水道水質管理を行うことになります。

新潟県民間環境検査機関協議会会員名簿

● 正 会 員

(アイウエオ順)

機 関 名	住 所	TEL
(財)環境地質科学研究所	〒950-0965 新潟市新光町10番地2	025-281-1001
(社)県 央 研 究 所	〒955-0805 三条市吉田1411の甲	0256-34-7072
県都食品環境分析センター	〒950-0022 新潟市幸栄1丁目7番12号	025-270-8890
コーペンエンジニアリング(株)新潟分析センター	〒950-3101 新潟市太郎代1448番地3	025-255-2166
(財)上越環境科学センター	〒942-0063 上越市下門前1666番地	025-543-7664
東北緑化環境保全(株)東新潟支社	〒957-0101 北蒲原郡聖籠町東港1丁目1-155	025-256-2506
(財)新潟県環境衛生研究所	〒959-0291 西蒲原郡吉田町東栄町8番13号	0256-93-4509
(社)新潟県環境衛生中央研究所	〒940-2127 長岡市新産2丁目12番地7	0258-46-7151
(財)新潟県環境分析センター	〒950-1144 新潟市祖父興野53番地1	025-284-6500
(財)新潟県保健衛生センター	〒951-8131 新潟市白山浦2丁目180番地5	025-267-8191
(財)二市北蒲原郡総合健康開発センター	〒957-0054 新発田市本町4丁目16番83号	0254-23-8352
(財)日本気象協会新潟支店	〒950-0962 新潟市出来島1丁目11番26号	025-281-5711
ミヤマ(株)燕工場分析センター	〒959-1276 燕市大字小池3663番地1	0256-63-6751

● 賛助会員

(アイウエオ順)

機 関 名	住 所	TEL
池田理化工業(株)新潟支店	〒950-0992 新潟市上所上3丁目5-10	025-285-9277
鐘 通 化 学 薬 品 (株)	〒951-8141 新潟市関新1丁目7-22	025-231-7121
島津サイエンス(株)新潟支店	〒950-0926 新潟市高志1丁目3-14アクセス1-102	025-286-7191
(株) タ ケ シ ョ ー	〒950-0965 新潟市新光町23	025-283-6231
寺井科学器械(株)	〒951-8116 新潟市東中通1番町186-1	025-229-1198
(株) 新 潟 コ ン ゴ ー	〒950-0831 新潟市下場25-1	025-279-2031
(株) バ イ タ ル ネ ッ ト	〒950-2023 新潟市小新字大通3799番地1	025-234-1111
北 陸 工 機 (株)	〒942-0001 上越市中央3丁目14-34	025-543-2434
和光純薬工業(株)北関東営業所	〒330-0802 埼玉県さいたま市宮町4丁目150-1金源ビル	048-641-1271

編集ノート

先日、アルビレックス新潟が悲願のJ1昇格を決めました。サッカー不毛の地であった新潟のチームがまさかJ1という表舞台にあがるとは、アルビレックス新潟創設時(当時はアルビレオ新潟)には想像し得ませんでした。これには反町監督、選手などチームスタッフの努力もさることながら、それを動かしたのは最大42、223人の動員を誇った観客の「想い」という力があってからではないでしょうか。

今年は、村上の中学生や、渋谷での小学生の監禁事件など、不確定な社会情勢に対する不安が弱者に向けられているかのような事件が多発しました。90年代来続く不況に伴う将来に対する不安は、相変わらず続く雇用不安や、年金問題など弱者に寄せがきているようです。

また、特別天然記念物のトキの「キン」が亡くなり、国産の「ニッポニアニッポン」は絶滅しました。トキはその昔は多数存在していましたが、乱獲によってその数が減少し、ついには絶滅の憂き目をみました。

このように今年も様々な出来事がありました。アルビレックス新潟をJ1に導いたのは「J1へ」というサポーターの「想

い」であり、90年代来続く不況の原因も「バブル」という幻想に酔いしれてしまった人々の「想い」であり、「トキ」を絶滅させたのも「獲っても大丈夫」という「想い」が引き起こした乱獲であったのではないのでしょうか。

検査機関を取り巻く状況は、平成15年2月15日から施行された「土壌対策基本法」、平成16年4月1日から新たな水質基準で実施される「水道法」など刻々と変化しています。これらに対応し乗り切っていくのもまた我々検査機関ひとりひとりの「想い」なのではないでしょうか。

年末のお忙しい中、原稿をお寄せいただきました皆様には大変有難うございました。

編 集 委 員	精度管理部会	大 上
	計量証明部会	大 瀧
	水道・食品部会	野 口
	浄化槽部会	三 輪
	事 務 局	高 橋
	事 務 局	五十嵐